

総務文教常任委員会

平成25年3月7日(木)午前10時～
第3委員会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

政策推進室 10:05～

(1) 第42号議案 亀岡市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 第43号議案 亀岡市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

<説明～質疑>

企画管理部 10:35～

(1) 第44号議案 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

<説明～質疑>

(2) 第57号議案 亀岡市上下水道事業の組織等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

<説明～質疑>

生涯学習部 11:15～

(1) 第45号議案 亀岡市立文化センター条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

<説明～質疑>

総務部 11:30～

(1) 第8号議案 平成25年度亀岡市曽我部山林事業特別会計予算

(2) 第12号議案～第41号議案

平成25年度亀岡市亀岡財産区特別会計

他29財産区特別会計予算

<説明～質疑>

(3) 第47号議案 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

<説明～質疑>

教育部 13:00～

(1) 第46号議案 亀岡市若木の家条例の制定について

<説明～質疑>

4 討論～採決

5 その他

- ・議会報告会でいただいた意見・要望と回答について
- ・他都市先進地行政視察について
- ・次回月例会の日程、内容について

亀岡市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の一部改正に伴う改正

法改正に伴う所要の規定整備

○改正理由

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）が平成24年8月1日に改正され、平成24年10月30日に施行されたことにより、法律の条項ずれが生じたため、亀岡市暴力団排除条例での引用箇所について改正を行う。

○変更内容

第4条中「法第32条の2」を「法第32条の3」に改める。

（公布の日から施行）

最近における暴力団をめぐる情勢に鑑み、対立抗争及び暴力的要求行為等に伴う市民生活に対する危険を防止するための措置について規定するとともに、国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて当該事務所の使用等の差止めを請求するための制度を導入するほか、暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制等を強化するため、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」が改正されました。

この改正により、事業者の責務に関する規定が第32条の2として追加されたことに伴い、旧法では都道府県暴力追放運動推進センターを規定する条番号が第32条の2であったものが、改正法では第32条の3に繰り下がったため、市条例の中で引用している条番号についても変更する必要が生じました。

亀岡市暴力団排除条例の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について

1 暴力団を排除する事務事業

暴力団員等を利することとなるすべての事務事業

- (1) 法令等に定める基準による許認可等（許可、認可、免許その他の何らかの利益を付与する処分をいう。）
- (2) 補助金等の交付
- (3) 事業の用に供する資金の貸付け
- (4) 市有資産の貸付け、交換、譲渡、出資の目的、信託、若しくは私権の設定又は地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の使用の許可
- (5) 契約の締結（入札参加者資格等の登録を含む。）
- (6) 行事等の後援・共催
- (7) その他暴力団員等に不当な利益となるおそれがある事務又は事業

ただし、次のものは除く。

【例外事項】

- (1) 事務又は事業の対象が限定されているため、暴力団が関与する可能性がないもの。
- (2) 事務又は事業の内容から暴力団に利益を与えるものとならないもの。
- (3) 法令等に基づく許認可、登録などの事務で、要件や欠格事由が明確に限定されており、市の裁量により排除対象者であることを理由に排除ができないもの。
- (4) 事務又は事業の各種届出で、行政手続上、形式的要件に合致すれば、排除対象者であるか否かを問わず受理しなければならないもの。
- (5) 排除措置を行うことが、事務又は事業の目的、趣旨を大幅に逸脱するもの又は基本的人権を侵害するおそれがあるもの。
- (6) 災害時等緊急を要するもの。

2 具体的な事務事業及び関係例規

事務事業の区分	事務事業の内容	所管課	関係例規名	
(1)各種許認可等	土地の埋立て等の許可	環境政策課	条例	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積行為及び切土の規制に関する条例
	小規模修繕工事希望者の登録	契約検査課	告示	亀岡市小規模修繕工事希望者登録制度実施要綱
	下水道排水設備指定工事業者の指定	下水道課	規程	亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程
	市営住宅の入居、同居の承認、明渡し	建築住宅課	条例	亀岡市営住宅管理条例
	小集落改良住宅の入居、同居の承認、明渡し	建築住宅課	条例	亀岡市営小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例
	特定目的住宅の入居、同居の承認、明渡し	建築住宅課	条例	亀岡市営特定目的住宅条例
	湯の花温泉供給施設の供給の許可	観光戦略課	条例	亀岡市湯の花温泉供給条例
(2)補助金等の交付	各種補助金・助成金の交付	財政課	規則	亀岡市補助金等交付規則
(3)資金の貸付	くらしの資金の貸付	社会福祉課	告示	亀岡市くらしの資金貸付規程
	住宅建設資金の融資	建築住宅課	告示	亀岡市住宅建設資金融資要綱
	住宅改良資金の融資	建築住宅課	告示	亀岡市住宅改良資金融資要綱
	水洗便所改造資金の融資あっせん	下水道課	規程	亀岡市水洗便所改造資金融資あっせん制度に関する規程
	特定環境保全公共下水道に係る水洗便所改造資金融資あっせん	下水道課	告示	亀岡市特定環境保全公共下水道に係る水洗便所改造資金融資あっせん制度に関する要綱
(4)財産の貸付、使用等	地方自治法の規定による普通財産の貸付け、交換、売払い、譲与等	会計課	条例	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例
	物品の貸付け、交換、譲与			
	地方自治法の規定による行政財産の使用の許可	会計課	規則	亀岡市財務規則
	市民ホールの使用許可	総務課	規則	市民ホール使用規則
	学校施設の目的外使用の許可	教育総務課	条例	亀岡市立学校施設使用条例
	ガレリアかめおかの目的外使用の許可	市民協働課	告示	ガレリアかめおか目的外使用許可取扱要綱
	亀岡会館の目的外使用の許可	市民協働課	告示	亀岡会館目的外使用許可取扱要綱

事務事業の区分	事務事業の内容	所管課	関係例規名	
	上下水道事業用行政財産の目的外使用の許可	営業課	規程	亀岡市上下水道事業用行政財産の目的外使用に関する規程
	上下水道部庁舎の目的外使用の許可	営業課	規程	亀岡市上下水道部庁舎管理規程
	病院事業用行政財産の目的外使用の許可	病院総務課	規程	亀岡市病院事業用行政財産使用料規程
	道路法の規定による占用の許可	土木管理課	条例	亀岡市道路占用料徴収条例
	河川法の規定による流水の占用、土地の占用、土石の採取の許可	土木管理課	条例	亀岡市河川占用料徴収条例
	都市公園法の規定による制限行為及び占用の許可	都市整備課	条例	亀岡市都市公園条例
	下水道法の規定による制限行為及び占用の許可	下水道課	条例	亀岡市下水道条例
	農業公園の目的外使用等の許可	農林振興課	条例	亀岡市農業公園条例
	法定外公共物の制限行為及び占用の許可	会計課	条例	亀岡市法定外公共物管理条例
	下矢田みどりの郷広場の制限行為及び占用の許可	環境政策課	条例	亀岡市下矢田みどりの郷広場条例
	亀岡駅自由通路の占用の許可	政策推進課	条例	亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例
(5)契約の締結	入札参加資格の登録及び停止	契約検査課	告示	建設工事の競争入札参加資格及び資格審査の申請について
			告示	物品に関する指名競争入札参加資格及び審査等に関する要綱
			告示	測量・建設コンサルタント等の入札参加資格、資格審査の申請及び業者選定に関する要綱
			告示	亀岡市物品等供給契約に係る指名停止等措置要綱
			告示	亀岡市指名競争入札等における業者の指名停止措置要綱
(6)行事等の後援、共催	行事等の後援又は共催等	各課		(なし)
(7)その他不当な利益	広告の掲載	夢ビジョン推進課	規則	亀岡市広告掲載規則

3 例規整備の内容

(1) 排除条項の追加

事務事業の根拠又は基準等を定める例規（条例、規則、告示、規程）に暴力団を排除する規定や基準を設ける。

【例①…不許可】

第〇条 市長は、亀岡市暴力団排除条例（平成 24 年亀岡市条例第 24 号）第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等に対し、〇〇〇の許可（承認）をしてはならない。

【例②…許可の取消し】

第〇条 市長は、使用者が暴力団員等に該当し、又は該当していたことが判明したときは、許可（承認）を取り消すことができる。

【例③…監督処分 of 経過措置適用】

附 則

（経過措置）

- 市長は、施行日前にこの条例による改正前の条例第〇条の規定による許可を受けた者が、改正後の条例第〇条の暴力団員等に該当するときは、改正後の条例第〇条に規定する処分をし、又は措置を命じることができる。

(2) その他

ア 提出書類の追加

事務事業の手続等を定める例規に、必要に応じ、暴力団員等でない旨の誓約書及び構成員、役員、使用人等の名簿の提出を求める条項を設ける。

イ 様式の制定又は改正

事務事業の手続等を定める例規に、必要に応じ、誓約書及び名簿の様式を定め、又は申請書等の既定の様式に必要な事項を加える。

4 3月定例会の提案条例について

(1) 「亀岡市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」により一括改正する条例

事務事業の区分	条例名	事務事業の内容	排除の内容	新旧対照表ページ数
(1)各種許認可等	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積行為及び切土の規制に関する条例	土地の埋立て等の許可	不許可取消し	15～16
	亀岡市営小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例	小集落改良住宅の入居、同居の承認、明渡し	不許可取消し	10～11
	亀岡市営特定目的住宅条例	特定目的住宅の入居、同居の承認	不許可取消し	12
	亀岡市湯の花温泉供給条例	湯の花温泉供給施設の供給の許可	不許可取消し	13～14
(4)財産の貸付、使用等	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例	地方自治法の規定による普通財産の貸付け、交換、売払い、譲与等	不許可	2～3
	亀岡市立学校施設使用条例	学校施設の目的外使用の許可	不許可取消し	8～9
	亀岡市道路占用料徴収条例	道路法の規定による占用の許可	不許可	24～28
	亀岡市河川占用料徴収条例	河川法の規定による土地の占用、土石の採取の許可	不許可	29～31
	亀岡市下水道条例	下水道法の規定による制限行為及び占用の許可	不許可	34～35
	亀岡市農業公園条例	農業公園の目的外使用等の許可	不許可取消し	19～23
	亀岡市法定外公共物管理条例	法定外公共物の制限行為及び占用の許可	不許可 監督処分	4～7
	亀岡市下矢田みどりの郷広場条例	下矢田みどりの郷広場の制限行為及び占用の許可	不許可 監督処分	17～18
	亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例	亀岡駅自由通路の占用の許可	不許可取消し	32～33

亀岡市道路占用料徴収条例の名称変更に伴う改正

※引用箇所について改正	亀岡市庁舎使用料条例	—	—	36～37
-------------	------------	---	---	-------

(2) 個別改正の中で暴力団排除条項を追加する条例

事務事業の区分	条例名	事務事業の内容	排除の内容
(4)財産の貸付、使用等	亀岡市都市公園条例	都市公園法の規定による制限行為及び占用の許可	不許可 監督処分

平成 2 5 年度

亀岡財産区他 2 9 財産区特別会計予算の概要

総務部自治防災課

平成25年度亀岡財産区他29財産区特別会計予算の概要

1 歳 入

(単位:千円)

科 目	25年度	24年度	比 較
1 財産運用収入	28,639	30,575	△ 1,936
2 財産売却収入	1,925	1,927	△ 2
3 寄 附 金	667	1,367	△ 700
4 繰 入 金	51,446	54,610	△ 3,164
5 繰 越 金	5,067	5,022	45
6 諸 収 入	12,699	12,796	△ 97
計	100,443	106,297	△ 5,854

2 歳 出

(単位:千円)

科 目	25年度	24年度	比 較
1 管 理 会 費	15,610	18,479	△ 2,869
2 財 産 管 理 費	69,320	72,448	△ 3,128
3 積 立 金	4,178	5,073	△ 895
4 繰 出 金	7,641	6,590	1,051
5 予 備 費	3,694	3,707	△ 13
計	100,443	106,297	△ 5,854

平成25年度財産区特別会計予算款項別集計表(歳入)

(No. 1)
(単位:千円)

款	財 産 収 入			寄 付 金	繰 入 金	繰 越 金	諸 収 入				歳 入 合 計
	財産区名	項	計				寄 付 金	基金繰入金	繰 越 金	受託事業収入	
亀 岡	17,078	500	17,578	0	26,630	1,000	1	1	648	650	45,858
東 別 院	895	0	895	0	1,790	500	0	1	0	1	3,186
西 別 院	1	10	11	35	0	50	0	1	0	1	97
蕨 田 野	2,284	30	2,314	0	0	100	0	2	0	2	2,416
本 梅	1	17	18	310	0	100	0	1	1	2	430
畑 野	4	0	4	0	1,560	32	0	1	3	4	1,600
馬 路	459	169	628	0	2,097	100	0	1	80	81	2,906
旭	86	0	86	0	430	71	0	3	0	3	590
千 歳	102	0	102	0	327	10	0	1	0	1	440
保 津	791	0	791	0	400	108	0	1	0	1	1,300
篠	108	0	108	0	4,548	100	10,913	10	100	11,023	15,779
中 野	86	55	141	0	693	60	0	1	0	1	895
平 松	5	10	15	0	40	10	0	1	0	1	66
井 手	11	25	36	120	0	102	0	1	1	2	260
中野平松井手	274	30	304	0	0	106	0	0	0	0	410
西 加 舎	425	50	475	0	450	270	0	1	4	5	1,200
東 加 舎	569	10	579	0	650	20	0	1	0	1	1,250
宮 川	64	573	637	0	0	62	0	1	0	1	700
神 前	4,402	20	4,422	0	0	947	0	1	0	1	5,370
北ノ庄	15	1	16	0	183	50	0	1	0	1	250
川 関	13	0	13	0	165	11	0	1	0	1	190
千 原	1	1	2	22	0	1	0	0	0	0	25
美 濃 田	108	170	278	0	331	200	0	1	0	1	810
杉	11	86	97	0	1,323	100	0	1	0	1	1,521
山 階	199	80	279	0	650	108	0	3	0	3	1,040
印 地	248	39	287	180	21	45	0	1	0	1	534
河 原 尻	273	26	299	0	4,501	500	0	1	451	452	5,752
元千歳国分	68	9	77	0	2,277	100	0	1	5	6	2,460
国 分	18	14	32	0	2,365	202	0	1	450	451	3,050
小口出雲	40	0	40	0	15	2	0	1	0	1	58
計	28,639	1,925	30,564	667	51,446	5,067	10,914	42	1,743	12,699	100,443

*財産運用収入(土地貸付料・基金利子)・財産売払収入(松茸等採取権売払い代等)

平成25年度財産区特別会計予算款項別集計表(歳入)

(No. 2)
(単位:千円)

款 財産区名	財 産 運 用 収 入			財 産 売 払 収 入				雑 入		
	項 財産貸付収入	利子及配当金	計	土地売払	立木売払	松茸等採取権	計	造林補助金	雑入	計
亀岡	17,048	30	17,078		200	300	500	500	148	648
東別院	750	145	895				0			0
西別院		1	1			10	10			0
蕨田野	2,275	9	2,284			30	30			0
本梅		1	1			17	17	1		1
畑野		4	4				0	3		3
馬路	324	135	459			169	169		80	80
旭	2	84	86				0			0
千歳	100	2	102				0			0
保津	671	120	791				0			0
篠		108	108				0		100	100
中野	80	6	86			55	55			0
平松		5	5			10	10			0
井手	10	1	11			25	25	1		1
中野平松井手	273	1	274			30	30			0
西加舎	400	25	425			50	50		4	4
東加舎	566	3	569			10	10			0
宮川	41	23	64			573	573			0
神前	4,363	39	4,402			20	20		0	0
北ノ庄		15	15			1	1			0
川関	6	7	13				0			0
千原		1	1			1	1			0
美濃田	107	1	108			170	170			0
杉		11	11			86	86			0
山階	124	75	199			80	80			0
印地	247	1	248			39	39			0
河原尻	121	152	273		1	25	26	1	450	451
元千歳国分	43	25	68		2	7	9	5		5
国分		18	18			14	14	450		450
小口出雲	38	2	40				0			0
計	27,589	1,050	28,639	0	203	1,722	1,925	961	782	1,743

平成25年度財産区特別会計予算款項別集計表(歳出)

(No. 3)
(単位:千円)

款 財産区名	管 理 費			積立金 積立金	諸支出金 繰出金	予備費 予備費	歳出合計	繰 出 金 内 訳				
	管理会費	財産管理費	計					公有林事業債	分収造林事務	委員選挙費	自治振興費	計
亀 岡	4,493	37,421	41,914	30	2,914	1,000	45,858				2,914	2,914
東 別 院	1,170	870	2,040	146	500	500	3,186				500	500
西 別 院	26	32	58	2	0	37	97					0
蕨 田 野	689	1,510	2,199	157	0	60	2,416					0
本 梅	194	199	393	1	0	36	430					0
畑 野	270	116	386	5	1,200	9	1,600				1,200	1,200
馬 路	1,454	1,032	2,486	135	50	235	2,906				50	50
旭	394	100	494	84	0	12	590					0
千 歳	117	311	428	2	0	10	440					0
保 津	221	589	810	120	250	120	1,300				250	250
篠	1,590	13,815	15,405	108	50	216	15,779		50			50
中 野	208	678	886	7	0	2	895					0
平 松	48	3	51	5	0	10	66					0
井 手	69	164	233	1	0	26	260					0
中野平松井手	320	70	390	1	0	19	410					0
西 加 舎	317	458	775	25	150	250	1,200				150	150
東 加 舎	178	708	886	3	325	36	1,250				325	325
宮 川	203	424	627	23	0	50	700					0
神 前	447	1,247	1,694	3,000	600	76	5,370				600	600
北ノ庄	92	123	215	15	0	20	250					0
川 関	88	84	172	7	0	11	190					0
千 原	8	0	8	16	0	1	25					0
美 濃 田	160	321	481	1	261	67	810				261	261
杉	343	444	787	11	706	17	1,521				706	706
山 階	317	366	683	75	254	28	1,040				254	254
印 地	130	199	329	1	201	3	534				201	201
河 原 尻	909	4,091	5,000	152	100	500	5,752				100	100
元千歳国分	673	1,544	2,217	25	80	138	2,460				80	80
国 分	451	2,381	2,832	18	0	200	3,050					0
小口出雲	31	20	51	2	0	5	58					0
計	15,610	69,320	84,930	4,178	7,641	3,694	100,443	0	50	0	7,591	7,641

平成25年度財産区特別会計予算款項別集計表(歳出)

(No. 4)
(単位:千円)

款 財産区名	自治会等助成			各種団体助成						事業助成				合計	
	項	自治会	区	計	消防団	老人会	婦人会	子供会	その他	計	集会所等	道路・水路	その他		計
亀岡		1,500		1,500	150				1,264	1,414				0	2,914
東別院		500		500						0				0	500
西別院				0						0				0	0
蕨田野				0						0				0	0
本梅				0						0				0	0
畑野		1,200		1,200						0				0	1,200
馬路		50		50						0				0	50
旭				0						0				0	0
千歳				0						0				0	0
保津		250		250						0				0	250
篠				0						0				0	0
中野				0						0				0	0
平松				0						0				0	0
井手				0						0				0	0
中野平松井手				0						0				0	0
西加舎			150	150						0				0	150
東加舎			325	325						0				0	325
宮川				0						0				0	0
神前			600	600						0				0	600
北ノ庄				0						0				0	0
川関				0						0				0	0
千原				0						0				0	0
美濃田		261		261						0				0	261
杉		206	500	706						0				0	706
山階		254		254						0				0	254
印地		81	120	201						0				0	201
河原尻		100		100						0				0	100
元千歳国分		80		80						0				0	80
国分				0						0				0	0
小口出雲				0						0				0	0
計		4,482	1,695	6,177	150	0	0	0	1,264	1,414	0	0	0	0	7,591

平成25年度財産区特別会計予算節別集計表(歳出)

(単位:千円)

款	管 理 会 費															計	
	財産区名	項	1 報 酬	2 給 料	3 職員手当	7 賃 金	8 報 償 費	9 旅 費	10 交 際 費	11 需 用 費	12 役 務 費	13 委 託 料	14 使用料及び 賃借料	18 備品購入費	19 負担金補助及 び交付金		23 償還金利子及 び割引料
亀 岡			2,100			921	25	5	310	825	293			1	13		4,493
東 別 院			373		50	30		370	130	200	10				7		1,170
西 別 院			15		2					8					1		26
蕨 田 野			312		48		4	4	75	143	2	50			51		689
本 梅			120		13				30	30					1		194
畑 野			155		24			6	20	62					3		270
馬 路			475		60				90	122		700			7		1,454
旭			180		15	15		42	30	109					3		394
千 歳			53		10			14	10	28	1				1		117
保 津			105		15	15			40	41	2				3		221
篠			345		30	132	15	401	170	426	10			50	11		1,590
中 野			88		12		10			65					33		208
平 松			36		4					5					3		48
井 手			26		8	2		10	10	11	1				1		69
中野平松井手			220		36				10	25	2	22			5		320
西 加 舎			231		30			7	10	35					4		317
東 加 舎			114		15			17		28					4		178
宮 川			88		50		1	5	11	40					8		203
神 前			155		50				30	204					8		447
北ノ庄			34		5			1		49					3		92
川 関			24		10			3		48					3		88
千 原			4		2					1					1		8
美 濃 田			114		12				10	20					4		160
杉			150		15			10	20	143	1				4		343
山 階			180		15				30	88					4		317
印 地			70		10			10	20	19					1		130
河原尻			450		60	9	1	1	150	167		51		10	10		909
元千歳国分			270		30	72		1	80	200	5	10			5		673
国 分			305		30			1	50	60					5		451
小口出雲			24							6					1		31
計			6,816	0	661	1,196	56	908	1,336	3,208	327	801	32	61	208	0	15,610

平成25年度財産区特別会計予算節別集計表(歳出)

(単位:千円)

款	財産区名	財 産 管 理 費															計	
		1 報酬	4 共済費	7 賃金	8 報償費	9 旅費	11 需用費	12 役務費	13 委託料	14 使用料及び賃借料	15 工事請負費	16 原材料費	18 備品購入費	19 負担金補助及び交付金	22 補償補填及び賠償金	20 公課費		24 投資及び出資金
亀岡			500	1,400		397	2,220	225	21,317	1,255	6,500	855	300	2,367	20	65		37,421
東別院				368		20	112							370				870
西別院				32														32
蕨田野			34	700	57		283	19	180				62	175				1,510
本梅				92			10	15						82				199
畑野				90										26				116
馬路				84	2			38						908				1,032
旭				100														100
千歳				5										306				311
保津				120	9	1	6	7	400			20		26				589
篠				432	144	79	420	290	11,200					1,250				13,815
中野				630	20			20						8				678
平松														3				3
井手					20		70	40				3	26	5				164
中野平松井手							10							60				70
西加舎			15	288			30	85				10		30				458
東加舎				592				45						71				708
官川				200	90		10	18						106				424
神前				200		19	248	32	200			40	200	308				1,247
北ノ庄				78				5	30					10				123
川関				60				24										84
千原																		0
美濃田									155					166				321
杉									210					234				444
山階									156					210				366
印地									94					105				199
河原尻				630	120	1	109	1				1	30	3,199				4,091
元千歳国分				63	18	1	55	1	1			1	70	1,334				1,544
国分														2,381				2,381
小口出雲				20														20
計		0	549	6,184	480	518	3,583	865	33,943	1,255	6,500	930	688	13,740	20	65	0	69,320

○各財産区別基金積立現在額及び各財産区有財産(山林)面積

(平成25年2月21日 現在)

財産区名	基金現在額(円)	山林面積(ha)	備考
亀岡	57,588,625	452.87	
東別院	145,214,128	35.40	
西別院	267,091	6.00	
蕨田野	10,999,367	94.69	
本梅	152,382	149.50	
畑野	6,103,176	122.70	
馬路	135,455,215	154.96	
旭	12,333,436	6.00	
千歳	1,391,329	9.89	
保津	33,071,970	74.07	
篠	108,567,920	364.85	
中野	5,437,943	35.50	
平松	2,820,226	9.94	
井手	52,802	18.61	
中野平松井手	510,390	236.70	
西加舎	24,681,390	93.78	
東加舎	2,070,121	149.26	
宮川	24,074,113	6.53	
神前	36,422,186	87.48	
北ノ庄	1,854,716	12.80	
川関	6,481,900	9.57	
千原	206,052	1.84	
美濃田	853,527	218.12	馬路と共有分含む
杉	11,110,555		
山階	11,349,019		
印地	102,386		
河原尻	157,481,697	262.12	
元千歳国分	27,964,697		
国分	19,804,311	81.76	河原尻と共有
小口出雲	1,662,246	3.13	馬路と共有
曾我部山林	88,326	59.10	
合計	846,173,242	2,757.17	

平成25年度一般会計繰出金集計表

(単位:千円)

財産区名	自治会・区	各種団体	建設事業	分収造林	委員選挙	計
亀岡	1,500	1,414				2,914
東別院	500					500
西別院						0
蕨田野						0
本梅						0
畑野	1,200					1,200
馬路	50					50
旭						0
千歳						0
保津	250					250
篠				50		50
中野						0
平松						0
井手						0
中野平松井手						0
西加舎	150					150
東加舎	325					325
宮川						0
神前	600					600
北ノ庄						0
川関						0
千原						0
美濃田	261					261
杉	706					706
山階	254					254
印地	201					201
河原尻	100					100
元千歳国分	80					80
国分						0
小口出雲						0
合計	6,177	1,414	0	50	0	7,641

平成25年度自治振興補助金合計 7,591

財産区共有山林の持ち分比率一覧表

山林の所在	財産区名及び持分比率	
旭町三俣	美濃田財産区	1,000分の412
旭町屋代垣内	杉財産区	1,000分の268
旭町岩ヶ谷	山階財産区	1,000分の200
旭町澁谷	印地財産区	1,000分の120
旭町桂谷	馬路財産区	2,500分の500
	美濃田財産区	2,500分の824
	杉財産区	2,500分の536
	山階財産区	2,500分の400
	印地財産区	2,500分の240
千歳町野山	河原尻財産区	1,000分の434
京都市右京区嵯峨	元千歳国分財産区	1,000分の566
千歳町国分上谷	河原尻財産区	2分の1
	国分財産区	2分の1
馬路町稲築山	馬路財産区	2分の1
千歳町稲築山	小口出雲財産区	2分の1

「若木の家」について

1 施設の現状

(1)施設概要、管理経費 *別紙1参照

(2)使用者の範囲

「亀岡市立亀岡中学校若木の家管理規則」

- ・市立の小・中学校が計画的に使用する場合
- ・その他教育委員会が適当と認めるものが使用する場合

2 課題

学校教育施設として設置⇒実態は社会教育団体の利用が大半 *別紙2参照

3 具体的な対応策

(1)社会教育施設へ変更

①「亀岡市立亀岡中学校若木の家管理規則」を廃止

↓

「亀岡市若木の家条例」、「亀岡市若木の家条例施行規則」を制定
受益者負担の適正化

②運営管理形態

当面、市による直営管理とし日常の管理業務のみ委託することとし、一定の利用実績等の状況をみて指定管理者の導入を検討

(2)施設使用料の設定

①施設の現況や利用団体の実情等を考慮し、実費程度の負担額として設定

②市外利用者への対応

③減免規定の整備

区 分		使用料	備 考
研修室兼食堂	1時間	100円	市外の利用は2倍 別途定める場合に減免
宿泊室	大人1泊	1,000円	
	小人1泊	500円	

(3)施設のバリアフリー化

①多目的トイレの整備

②スロープ・手すりの設置

「若木の家」施設概要

敷地面積	7,460㎡
建築面積	751㎡
施設	管理棟、男女宿泊棟、機械棟(研修室兼食堂、宿泊室、浴室)
宿泊人数	100人
竣工	昭和62年3月
総工費	150,000千円

○平成23年度管理経費

需用費	消耗品費	90	トイレトペーパー等管理用消耗品
	燃料費	309	風呂ボイラー用白灯油等
	光熱水費	511	電気代、上水道代
	修繕料	114	外部階段等修繕
役務費	通信運搬費	45	電話代
	保険料	20	火災保険代
	手数料	211	浄化槽汚泥引抜等
委託料		761	施設管理委託料(シルバー)
		431	機械警備・浄化槽維持管理等業務委託料
使用料及び 賃借料	使用料	613	寝具リース料
	借上げ料	183	利用時バス借上料
備品購入費		36	
合計		3,324	

若木の家 利用状況推移(昭和62年度～)

	学校の教育活動における利用														教育委員会 (主催事業など)				社会教育団体等				合計	
	学級活動		学年活動		児童・生徒会活動		クラブ活動		教職員研修		計				回数(割合)		人数(割合)		回数(割合)		人数(割合)		回数	人数
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	割合	人数	割合	回数	割合	人数	割合	回数	割合	人数	割合		
昭和62年度	8	225	5	384	12	406	4	128	6	247	35	0.85	1,390	0.90	6	0.15	155	0.10	0	0.00	0	0.00	41	1,545
昭和63年度	19	700	15	922	10	366	6	214	3	66	53	0.96	2,268	0.99	2	0.04	25	0.01	0	0.00	0	0.00	55	2,293
平成元年度	10	350	7	458	19	563	10	413	8	148	54	0.86	1,932	0.89	9	0.14	248	0.11	0	0.00	0	0.00	63	2,180
平成2年度	11	176	7	319	11	313	14	562	1	34	44	0.70	1,404	0.59	10	0.16	415	0.18	9	0.14	546	0.23	63	2,365
平成3年度	5	64	11	386	9	239	12	447	3	120	40	0.68	1,256	0.57	5	0.08	217	0.10	14	0.24	717	0.33	59	2,190
平成4年度	1	25	5	185	8	299	5	263	3	110	22	0.37	882	0.31	11	0.19	766	0.27	26	0.44	1,161	0.41	59	2,809
平成5年度	2	33	7	409	6	169	11	416	4	120	30	0.46	1,147	0.41	10	0.15	534	0.19	25	0.38	1,124	0.40	65	2,805
平成6年度	1	9	7	448	8	202	11	411	5	670	32	0.44	1,740	0.50	12	0.17	564	0.16	28	0.39	1,182	0.34	72	3,486
平成7年度	0	0	8	390	6	183	6	287	5	100	25	0.37	960	0.31	1	0.01	130	0.04	42	0.62	1,961	0.64	68	3,051
平成8年度	2	27	4	166	4	131	1	55	1	11	12	0.18	390	0.16	2	0.03	200	0.08	51	0.78	1,922	0.77	65	2,512
平成9年度	1	16	5	150	6	137	6	236	2	60	20	0.27	599	0.19	14	0.19	800	0.25	40	0.54	1,766	0.56	74	3,165
平成10年度	1	15	3	118	8	366	5	210	0	0	17	0.18	709	0.20	10	0.11	465	0.13	66	0.71	2,287	0.66	93	3,461
平成11年度	1	18	10	672	6	224	6	213	0	0	23	0.29	1,127	0.30	8	0.10	404	0.11	48	0.61	2,218	0.59	79	3,749
平成12年度	8	182	4	241	3	120	3	112	7	210	25	0.29	865	0.24	7	0.08	234	0.06	55	0.63	2,530	0.70	87	3,629
平成13年度	6	159	6	365	5	193	3	108	0	0	20	0.20	825	0.21	3	0.03	211	0.05	76	0.77	2,952	0.74	99	3,988
平成14年度	4	181	2	50	4	96	5	180	2	38	17	0.17	545	0.15	3	0.03	187	0.05	79	0.80	2,907	0.80	99	3,639
平成15年度	1	9	4	267	3	67	4	94	0	0	12	0.15	437	0.15	12	0.15	580	0.19	54	0.69	1,971	0.66	78	2,988
平成16年度	0	0	3	153	3	68	2	63	1	31	9	0.11	315	0.09	16	0.20	927	0.26	55	0.69	2,367	0.66	80	3,609
平成17年度	2	31	4	172	2	32	11	305	0	0	19	0.24	540	0.18	6	0.08	361	0.12	53	0.68	2,100	0.70	78	3,001
平成18年度	2	28	3	239	4	95	3	85	0	0	12	0.16	447	0.16	2	0.03	160	0.06	61	0.81	2,182	0.78	75	2,789
平成19年度	0	0	1	73	6	153	4	211	0	0	11	0.17	437	0.16	2	0.03	90	0.03	51	0.80	2,132	0.80	64	2,659
平成20年度	2	107	1	50	3	78	3	152	0	0	9	0.13	387	0.14	2	0.03	74	0.03	60	0.85	2,293	0.83	71	2,754
平成21年度	0	0	1	92	3	76	2	98	0	0	6	0.09	266	0.11	3	0.04	45	0.02	59	0.87	2,160	0.87	68	2,471
平成22年度	0	0	2	213	6	73	4	109	0	0	12	0.04	395	0.07	2	0.01	12	0.00	264	0.95	5,184	0.93	278	5,591
平成23年度	0	0	0	0	4	64	4	77	0	0	8	0.03	141	0.03	4	0.01	22	0.00	304	0.96	5,268	0.97	316	5,431

* 社会教育団体・・・学校の教育課程として行われる教育活動を除いたもの
 法人の有無を問わず、主として青少年教育、成人教育、体育、運動競技又はレクリエーション等
 社会教育に関する事業及び活動を目的とする公の支配に属さない団体

「若木の家」の利用実績と使用料見込み（平成23年度実績による）

	利用団体	利用者数			研修室兼食堂			宿泊室	使用料	
		大人	小人	合計	9~13	13~18	18~22		減免前	減免後
4月										
4日・5日	荒賀道場(空手)	10	60	70			○	○	41,300	41,300
9日・10日	詳徳小ミニバス	9	18	27	○	○	○	○	19,700	15,760
23日	障害者太鼓DON舞	5	20	25		○			500	0
23日・24日	太鼓連合会	15	15	30	○	○	○	○	23,800	19,040
30日	太鼓連合会			5			○		400	320
延べ15日	太鼓連合会			212			○		6,000	4,800
5月										
2日	太鼓連合会			5			○		400	320
3日・4日	城西少年野球クラブ	15	33	48	○	○	○	○	33,200	33,200
4日・5日	剣友クラブ	6	20	26	○	○	○	○	17,300	17,300
14日	障害者太鼓DON舞	5	20	25		○			500	0
21日・22日	コク友館	40	40	80	○	○	○	○	62,200	62,200
27日・28日	南桑中学校研修会	10	37	47	○	○	○	○	29,800	9,900
28日	障害者太鼓DON舞	5	20	25		○			500	0
延べ18日	太鼓連合会			269			○		7,200	5,760
6月										
3日・4日	東輝中学校研修会	6	11	17	○	○	○	○	12,800	3,400
11日	障害者太鼓DON舞	5	20	25		○			500	0
12日	障害児太鼓	10	10	20	○				400	0
18日	丹波養護学校PTA	8	8	16	○	○			900	0
18日・19日	大井ジュニアバレー	18	22	40	○	○	○	○	30,300	24,240
25日	障害者太鼓DON舞	5	20	25		○			500	0
延べ17日	太鼓連合会			218			○		6,800	5,440
7月										
2日・3日	文化資料館	6	4	10	○	○	○	○	9,300	0
7日・8日	教育研究所	5	7	12	○	○	○	○	9,800	0
9日	障害者太鼓DON舞	5	20	25		○			500	0
10日	障害児太鼓てんて鼓	10	10	20	○				400	0
16日~18日	少年野球(南つつじヶ丘)	18	22	40	○	○	○	○	60,600	48,480
23日	障害者太鼓DON舞	5	20	25		○			500	0
23日	太鼓連合会			15			○		400	320

26日・27日	荒賀道場(空手)	10	70	80		○	○	○	○	46,300	46,300
27日	京都学園大学	3	13	16				○		400	400
31日・1日	詳徳中陸上部	2	59	61		○	○	○	○	32,800	15,400
延べ12日	太鼓連合会			222				○		4,800	3,840
8月											
4日・5日	ボーイスカウト亀岡1団	15	12	27		○	○	○	○	22,700	18,160
6日・7日	大井ジュニアバレー	8	8	16		○	○	○	○	13,300	10,640
7日	障害児太鼓てんで鼓	20	20	40			○			500	0
16日・17日	亀岡イースタン少年野球	20	20	40		○	○	○	○	31,300	25,040
19日・20日	南桑剣道教室	5	16	21		○	○	○	○	14,800	14,800
20日・21日	亀岡ミニバスケット	11	31	42		○	○	○	○	27,800	22,240
21日	ボーイスカウト亀岡1団	12	12	24		○	○			900	720
28日	亀岡青年会議所	1	7	8		○	○			900	900
27日	障害者太鼓DON舞	5	20	25			○			500	0
延べ17日	太鼓連合会			249				○		6,800	5,440
9月											
3日	亀岡青年会議所	1	7	8		○	○	○		1,300	1,300
4日	障害児太鼓てんで鼓	20	20	40		○				400	0
10日・11日	障害者太鼓DON舞	5	20	25		○	○	○	○	16,300	0
18日・19日	ボーイスカウト亀岡1団	18	28	46		○	○	○	○	33,700	26,960
延べ16日	太鼓連合会			218				○		6,400	5,120
10月											
1日・2日	宮前スポーツ少年団	13	30	43		○	○	○	○	30,200	30,200
8日	障害者太鼓DON舞	5	20	25			○			500	0
9日	障害児太鼓てんで鼓	20	20	40		○				400	0
9日・10日	亀岡少年野球クラブ	14	16	30		○	○	○	○	23,300	23,300
21日・22日	亀岡中ソフトボール部	2	14	16		○	○	○	○	10,300	4,150
22日	障害者太鼓DON舞	5	20	25			○			500	0
23日	障害児太鼓てんで鼓	22	18	40		○				400	0
28日～30日	国文祭亀岡市実行委員会	40		40		○	○	○	○	43,900	0
延べ16日	太鼓連合会			252				○		6,400	5,120
11月											
5日	亀岡市	10		10		○				400	0
5日・6日	亀岡少年野球クラブ	20	30	50		○	○	○	○	36,300	36,300

6日	障害児太鼓てんて鼓	22	18	40	○				400	0
12日・13日	詳徳小ミニバス	6	18	22	○	○	○	○	15,700	12,560
19日	丹波養護学校PTA	15	5	20	○	○			900	0
20日	よつぱランド	15	7	22	○	○			900	0
26日	障害者太鼓DON舞	5	20	25		○			500	0
27日	ボーイスカウト亀岡1団	40		40	○	○			900	720
延べ17日	太鼓連合会			219			○		6,800	5,440
12月										
3日	丹波養護学校PTA	10	5	15	○	○			900	0
4日	障害児太鼓てんて鼓	22	18	40	○	○			900	0
10日・11日	少年野球(南つつじヶ丘)	40	30	70	○	○	○	○	57,200	45,760
17日	障害者太鼓DON舞	5	20	25		○			500	0
17日・18日	ボーイスカウト亀岡1団	17	33	50		○	○	○	35,300	28,240
23日・24日	ボーイスカウト亀岡1団	14	9	23	○	○	○	○	20,200	16,160
25日	わいわいクラブ	40	14	54	○	○			900	0
25日・26日	荒賀道場(空手)	5	55	60		○	○	○	33,800	33,800
延べ16日	太鼓連合会			218			○		6,400	5,120
1月										
9日	丹の国太鼓			10		○	○		900	900
14日	障害者太鼓DON舞	5	20	25		○			500	0
15日	障害児太鼓てんて鼓	22	18	40	○				400	0
18日	丹の国太鼓			11		○	○		900	900
21日	丹波養護学校PTA	10	5	15	○	○			900	0
22日	ボーイスカウト亀岡1団	20	21	41	○	○			900	720
25日	丹の国太鼓			10			○		400	400
28日	よつぱランド	14	7	21	○	○			900	0
29日	亀岡少年野球	57	58	115	○	○			900	900
延べ16日	太鼓連合会			212			○		6,400	5,120
2月										
5日	障害児太鼓てんて鼓	22	18	40	○				400	0
11日・12日	亀岡市教育委員会	20	34	54	○	○	○	○	39,200	0
18日	丹波養護学校PTA	8	5	13	○	○			900	0
25日	障害者太鼓DON舞	5	20	25		○			500	0
25日・26日	FCNクラブ	9	8	17			○	○	13,800	13,800
延べ16日	太鼓連合会			212			○		6,400	5,120
3月										
4日	障害児太鼓てんて鼓	22	18	40	○				400	0
10日	障害者太鼓DON舞	5	20	25		○			500	0
18日	保津川インパルス	19	21	40	○	○	○		1,300	1,040
20日	東輝中学校	1	20	21	○	○			900	0
24日・25日	荒賀道場(空手)	10	50	60	○	○	○	○	37,200	37,200

26日	わいわいクラブ	50	14	64	○	○			900	0
28日	わいわいクラブ	50	14	64	○	○			900	0
31日・1日	城西ミニバス	30	35	65	○	○	○	○	49,200	39,360
延べ16日	太鼓連合会			218				○	6,400	5,120
合 計									1,145,200	846,490

*平成23年度利用実績より算定

宿泊 1,005,600 771,790
 研修室 139,600 74,700

(参考)主な利用団体の状況

団体名	利用状況	減免前	減免後	備考
太鼓連合会	延195回2,744人	78,000	62,400	1泊2日の1回の利用を除く
ボーイスカウト亀岡1団	延7回251人	114,600	91,680	1泊2日が4回
荒賀道場	延4回270人	158,600	158,600	1泊2日のみ4回
コク友館	1回80人	62,200	62,200	1泊2日

*使用料の減免：規則で定める

- ①市が主催する行事に使用する場合・・・免除
- ②災害その他の特別な理由により公益のために使用する場合で、教育委員会が特に必要があると認めた場合・・・免除
- ③身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱に基づき療育手帳の交付を受けた者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者並びにその引率者が使用する場合・・・免除
- ④学校教育法第1条に規定する小学校、中学校及び高等学校が教育活動のため使用する場合の児童又は生徒・・・5割
- ⑤市内の幼稚園、保育所及び児童福祉施設並びに市内の学校が使用する場合の引率者・・・免除
- ⑥市外の幼稚園等及び学校が使用する場合の引率者・・・5割
- ⑦子ども会、少年団体等が社会教育活動のため使用する場合・・・2割
- ⑧その他公益のため使用する場合で、教育委員会が特に必要があると認める場合・・・5割以内

○施設の消防関係について

消防法の関係については、防火管理責任者を選任するとともに、消防計画を作成して届け出ております。

また、毎年消防署の点検を受けており、改善事項等の指導はありません。

いじめ調査結果について

平成 25 年 3 月 7 日

亀岡市教育委員会

1 調査目的

京都府教育委員会の依頼を受け、いじめの早期発見・早期対応といじめ問題への更なる取組の充実に資するため、京都府教育委員会作成のいじめアンケート調査用紙を活用し調査を実施する。

2 調査対象

亀岡市内の全公立小・中学校の児童生徒

3 調査期間

平成 24 年 12 月 28 日から平成 25 年 2 月 22 日の間に各学校で実施

4 調査方法

- ・児童生徒を対象に、平成 24 年 4 月 1 日から調査期間前までにおけるいじめ事象について、いじめアンケート調査（別紙）と個別の聞き取り調査を実施
- ・調査結果を 3 段階で集計
 - 1 段階・・・アンケート調査と個別に行った聞き取り調査の結果を踏まえ、児童が「いじめられた」と感じたものを幅広く把握したもの。
 - 2 段階・・・1 段階で把握したものうち、教職員が組織的・継続的に指導や経過観察する必要があったもの。
 - 3 段階・・・2 段階で把握したものうち、学校として児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事態に至るおそれがあると考えられるもの。

5 調査結果

(1) 小学校

・調査対象児童数 5,196 名

・1 段階のいじめの状況

アンケート調査と個別に行った聞き取り調査の結果を踏まえ、児童が「いじめられた」と感じたものを幅広く把握したものは 1,936 件であり、それらの一人一人に再度聞き取りを実施し、丁寧な事象に対する指導により、その内の 1,868 件は解消していた。

・2 段階のいじめの状況

1 段階で把握したものうち、教職員が組織的・継続的に指導や経過観察する必要があったものは 68 件であったが、それらの一件一件の事象に対して学校体制を一層強化し、学校全体で取り組むこと等により 68 件全てが解消しており、3 段階に至るものはなかった。

(2) 中学校

- ・調査対象生徒数2,495名

・1段階のいじめの状況

アンケート調査と個別に行った聞き取り調査の結果を踏まえ、生徒が「いじめられた」と感じたものを幅広く把握したものは452件であり、それら一人一人に再度聞き取りを実施し、丁寧な事象に対する指導を行うこと等により、その内の425件は解消していた。

・2段階のいじめの状況

1段階で把握したもののうち、教職員が組織的・継続的に指導や経過観察する必要があったものは27件であったが、それらの一件一件の事象に対して学校体制を一層強化し、学校全体で取り組むこと等により26件が解消していた。しかし、1件のみは3段階に至ると判断された。

・3段階のいじめの状況

3段階に至ると判断された事象の内容は、当該生徒に対する悪質な落書きによるもので、当該生徒はそのことにより一時期別室登校となるが、家庭連携や学校での経過観察・指導により徐々に解消に向かい、今回のいじめアンケートとその後の聞き取り調査では、当該生徒は「いじめは解消された」と答えており解消したものと考えている。

また、当該生徒は志望校にも合格し、現在は元気に登校できている。

(3) 調査結果から

今回のいじめ調査をとおして本市の各小中学校においては、いじめに関するこれまでの取組を総点検するとともに、いじめを見逃すことなく早期発見・早期対応、解決を一層徹底するものとなったと考えている。

いじめ調査集計票(小学校)

1段階のいじめの状況

亀岡市教育委員会

⇒アンケート調査と個別に行った聞き取り調査の結果を踏まえ、児童が「いじめられた」と感じたものを幅広く把握したもの

認知件数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計
男子	201	194	190	197	160	128	1070	1936
女子	174	163	133	157	147	92	866	
解消件数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計
男子	182	191	187	191	157	122	1030	1868
女子	159	160	133	155	146	85	838	

2段階のいじめの状況

⇒1段階で把握したもののうち、教職員が組織的・継続的に指導や経過観察する必要があるもの

認知件数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計
男子	19	3	3	6	3	6	40	68
女子	15	3	0	2	1	7	28	
解消件数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計
男子	19	3	3	6	3	6	40	68
女子	15	3	0	2	1	7	28	

3段階のいじめの状況

⇒2段階で把握したものうち、学校として児童の生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事態に至るおそれのあるもの

認知件数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計
男子	0	0	0	0	0	0	0	0
女子	0	0	0	0	0	0	0	
解消件数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計
男子	0	0	0	0	0	0	0	0
女子	0	0	0	0	0	0	0	

いじめ調査集計票(中学校)

1段階のいじめの状況

⇒アンケート調査と個別に行った聞き取り調査の結果をふまえ、生徒が「いじめられた」と感じたものを幅広く把握したもの

認知件数	1年	2年	3年	小計	合計
男子	95	87	71	253	452
女子	88	67	44	199	
解消件数	1年	2年	3年	小計	合計
男子	92	82	68	242	425
女子	80	61	42	183	

2段階のいじめの状況

⇒1段階で把握したものうち、教職員が組織的・継続的に指導や経過観察する必要があるもの

認知件数	1年	2年	3年	小計	合計
男子	3	5	3	11	27
女子	8	6	2	16	
解消件数	1年	2年	3年	小計	合計
男子	3	5	3	11	26
女子	8	6	1	15	

3段階のいじめの状況

⇒2段階で把握したものうち、学校として生徒の生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事態に至るおそれのあるもの

認知件数	1年	2年	3年	小計	合計
男子	0	0	0	0	1
女子	0	0	1	1	
解消件数	1年	2年	3年	小計	合計
男子	0	0	0	0	1
女子	0	0	1	1	

いじめのアンケートちょうさ(案)

じどうの みなさんへ
このアンケートは、みなさんが たのしく がっこうせいかつを おくれるように する
ために します。まいにちの がっこうせいかつを ふりかえって、しつもんを こたえて
ください。

ねん くみ なまえ

※なまえは、かきたくなければ、かかなくてもかまいません。

とい1. ことしの ○がつ○にちから きょうまでの あいだの ことを ききます。
だれかから つぎのようなことを されたことが ありますか？
あれば されたこと すべてに ○を つけてください。
(ちがう クラスや がくねん、ほかの がっこうの ひとから、されたことも
いれます。)

- ① () いやな きもちに なることを いわれた () わるくちを いわれた
() こわいと おもうことを いわれた
- ② () なかまはずれにされた () たくさんの、ひとが じぶんと、しゃべったり
あそんだり してくれなかった
- ③ () かるくぶつかられた () あそぶふりをして、たたかれた
() あそぶふりをして、けられた
- ④ () ひどくぶつかられた () ひどくたたかれた () ひどくけられた
- ⑤ () むりやり おかねをくれと いわれた () むりやり ものをくれと いわれた
- ⑥ () おかねを かくされた () おかねを ぬすまれた () ものを かくされた
() ものを ぬすまれた () ものを こわされた () ものを すてられた
- ⑦ () いやなことを された () いやなことを させられた
() きげんなことを された () きげんなことを させられた
() はずかしいことを された () はずかしいことを させられた
- ⑧ () パソコンや けいたいでんわで きずつくことを いわれたり かかれたりした
() パソコンや けいたいでんわで いやなことを いわれたり かかれたりした
- ⑨ そのほか ()

※うえのこととは べつに されたことが あれば かいてください。

うえの とい1で、すべて されたことが なかった ひとは とい2 から とい6 まで
は とばして とい7 と とい8に こたえてください。

とい2 されたとき どうおもいましたか？ あてはまる ばんごうを ○で かこんでください。 いくつ ○を つけても かまいません。

- ①いやだなと おもった ②がなくて なきたくなった ③なんだか くるしくなった
- ④ひとりぼっちだと かんじた ⑤じぶんは いじめられているのかなと おもった
- ⑥いえに かえりたいと おもった ⑦がっこうを やすみたいと おもった
- ⑧がっこうを かわりたいと おもった ⑨どうしたら やめてくれるか かんがえた
- ⑩だれかに そうだんしようかなと おもった ⑪どこか とおくへいきたいと おもった
- ⑫そのほか ()

※うえのこととは べつに かんじたり おもったり したことが あれば かいてください。

とい3 それはいつごろのことですか？ あてはまる ばんごうを ○で かこんでください。

- ①こんしゅう ②こんげつ
- ③ () がつ () にち ごろ から () がつ () にち ごろ まで

とい4 それは なんかいぐらい ですか？ あてはまる ばんごうを ○で かこんでください。

- ①1かい だけ ②1かげつに 1かい ぐらい ③1かげつに 2かい ぐらい
- ④1しゅうかんに 1かい ぐらい ⑤1しゅうかんに 2かい ぐらい
- ⑥だいたい まいにち

とい5 それは だれから ですか？ あてはまる ばんごうを ○で かこんでください。

- ①なまえが わかっている
- ②なまえは わからないが かおはわかる ③なまえも かおもわからない

とい6 いまは どうなっていますか？ あてはまる ばんごうを ○で かこんでください。

- ①いまは ない ②いまも ときどきある ③いまも よくある

とい7 いじめられている ひとを みたことが ありますか？ あてはまる ばんごうを ○で かこんでください。

- ①ある ②ない

「ある」に○をつけたひとは、知っていることを かいてください。

とい8 いじめを なくすためには どうすればよいと おもいますか。 かいてください。

いじめのアンケート調査 (案)

児童のみなさんへ
このアンケートは、みなさんが楽しく学校生活を送れるようにするために実施します。日頃の学校生活を振り返って、問いに答えてください。

年 組 名前

※名前は、書きたくなければ、書かなくてもかまいません。

問1 あなたは、今年の〇月〇日から今日までの間、だれかから（同じクラスや学年の人だけではなく、違う学年や他の学校の人も含む）、次のようなことをされたことはありませんか？
あれば、されたこと全てに○をしてください。なければ「問7」「問8」に答えてください。

- ① () ひやかされた () からかわれた () 悪口を言われた
() おどし文句を言われた () いやなことを言われた
- ② () 仲間はずれにされた () 集団で無視された
- ③ () 軽くぶつかられた () 遊ぶふりをしてたたかれた
() 遊ぶふりをしてけられた
- ④ () ひどくぶつかられた () ひどくたたかれた () ひどくけられた
- ⑤ () むりやりお金をくれと言われた () むりやり物をくれと言われた
- ⑥ () お金を隠された () お金を盗まれた () 物を隠された
() 物を盗まれた () 物を壊された () 物を捨てられた
- ⑦ () いやなことをされた () いやなことをさせられた
() 危険なことをされた () 危険なことをさせられた
() はずかしいことをされた () はずかしいことをさせられた
- ⑧ () パソコンや携帯電話で傷つくことをされた
() パソコンや携帯電話でいやなことをされた
- ⑨ その他 ()
※上のこと以外にもあれば書いてください。

問2 された時のことを教えてください。当てはまる番号全てを○でかこんでください。

①いやだなと思った ②悲しくて泣きたくなった ③なんだか苦しくなった

④一人ぼっちだと感じた ⑤自分はいじめられているのかなと思った

⑥家に帰りたと思った ⑦学校を休みたいと思った

⑧学校を変わりたと思った ⑨やめさせる方法を考えた

⑩だれかに相談しようかなと思った ⑪どこか遠くへ行きたいと思った

⑫その他 ()

※上のこと以外で感じたり思ったりしたことがあれば書いてください。

問3 それはいつごろのことですか？ 当てはまる番号を○でかこんでください。

①今週 ②今月 ③ () 月 () 日ごろから () 月 () 日ごろまで

問4 それは何回ぐらいですか？ 当てはまる番号を○でかこんでください。

①1回だけ ②1ヶ月に1回ぐらい ③1ヶ月に2回ぐらい

④1週間に1回ぐらい ⑤1週間に2回ぐらい ⑥ほぼ毎日

問5 それはだれからですか？ 当てはまる番号を○でかこんでください。

①名前がわかっている

②名前はわからないが顔はわかる ③名前も顔もわからない

問6 今はどうなっていますか？ 当てはまる番号を○でかこんでください。

①今はない ②今もときどきある ③今もよくある

問7 いじめられている人を見たことがありますか？ 当てはまる番号を○でかこんでください。

①ある ②ない

「ある」に○をつけた人は、知っていることを書いてください。

問8 いじめをなくすためにはどうすればよいと思うか、書いてください。

いじめのアンケート調査 (案)

児童・生徒のみなさんへ

このアンケートは、みなさんが楽しく学校生活を送れるようにするために実施します。日頃の学校生活を振り返って、問いに答えてください。

年 組 名 前

※名前は、書きたくなければ、書かなくてもかまいません。

問1 あなたは、今年の〇月〇日から今日までの間、だれかから（同じクラスや学年の人だけでなく、違う学年や他の学校の人も含む）、次のようなことをされたことはありますか？あれば、されたこと全てに〇をしてください。なければ、「問7」「問8」に答えてください。

- ① () ひやかされた () からかわれた () 悪口を言われた
() おどし文句を言われた () いやなことを言われた
- ② () 仲間はずれにされた () 集団で無視された
- ③ () 軽くぶつかられた () 遊ぶふりをしてたたかれた
() 遊ぶふりをしてけられた
- ④ () ひどくぶつかられた () ひどくたたかれた () ひどくけられた
- ⑤ () むりやりお金をくれと言われた () むりやり物をくれと言われた
- ⑥ () お金を隠された () お金を盗まれた () 物を隠された
() 物を盗まれた () 物を壊された () 物を捨てられた
- ⑦ () いやなことをされた () いやなことをさせられた
() 危険なことをされた () 危険なことをさせられた
() はずかしいことをされた () はずかしいことをさせられた
- ⑧ () パソコンや携帯電話で傷つくことをされた
() パソコンや携帯電話でいやなことをされた
- ⑨ その他 ()
※上のこと以外にもあれば書いてください。

問2 された時のことを教えてください。当てはまる番号全てを○で囲んでください。

①いやだなと思った ②悲しくて泣きたくなくなった ③なんだか苦しくなった

④一人ぼっちだと感じた ⑤自分はいじめられているのかなと思った

⑥家に帰りたと思った ⑦学校を休みたいと思った

⑧学校を変わりたと思った ⑨やめさせる方法を考えた

⑩だれかに相談しようかなと思った ⑪どこか遠くへ行きたいと思った

⑫その他 ()

※上のこと以外で感じたり思ったりしたことがあれば書いてください。

問3 それはいつごろのことですか？ 当てはまる番号を○で囲んでください。

①今週 ②今月 ③ () 月 () 日ごろから () 月 () 日ごろまで

問4 それは何回ぐらいですか？ 当てはまる番号を○で囲んでください。

①1回だけ ②1ヶ月に1回ぐらい ③1ヶ月に2回ぐらい

④1週間に1回ぐらい ⑤1週間に2回ぐらい ⑥ほぼ毎日

問5 それはだれからですか？ 当てはまる番号を○で囲んでください。

①名前がわかっている

②名前はわからないが顔はわかる ③名前も顔もわからない

問6 今はどうなっていますか？ 当てはまる番号を○で囲んでください。

①今はない ②今もときどきある ③今もよくある

問7 いじめられている人を見たことがありますか？ 当てはまる番号を○で囲んでください。

①ある ②ない

「ある」に○をつけた人は、知っていることを書いてください。

問8 いじめをなくすためにはどうすればよいと思うか、書いてください。

議会報告会(2/20、21)で頂いた意見・要望等と回答について

◆総務文教常任委員会

会場	意見・要望などの概要	当日回答内容	対応		
			参考	報告	調査
西別院2	放課後児童会を3年生までとするのではなく、1年でも伸ばしていただきたい。全国的に3年生までということになっているのは承知しているが、なんとか検討できないか。	市ではニーズ調査等により対象拡大を検討する方向である。対象学年は全国一律ではなく自治体が独自に判断できるものであり、枠を拡大している例もある。執行部が方針を示さないため、市民が議会を頼って放課後児童会の環境改善を請願された。それを受けて総務文教常任委員会で現場視察を行った。今後、市全体の放課後児童会のために議会が政策を検討していくという段階である。	○		
西別院3	別院中学校への通学について長距離を自転車で通学している現状。スクールバスについて要望している。検討を。	地域全体の発展を合意の下にバス交通も含めて考えていくべきという方向性である。	○		
西別院9	西別院工業団地について、企業からの打診があったにも関わらず、土地開発公社が断った理由は何か。地元と企業との関わりが整理できるよう支援を。	土地開発公社の業務については議会に報告されるものではないため、詳細を把握していない。	○		
本梅6	西部地域には消防署の分署など公共施設がなく、本梅町には議員もいない。ポーンを行政が購入したが市役所の庁舎は、そんなに狭いのか。	加塚の交差点の改良のために歩道を拡幅しなければならず、ポーンを買収。ポーン跡は、国営事業の事務所として使う予定である。	○		
本梅7	定時制高校(4年制)をつくってもらいたい。(景気が悪く親も教育費が大変なので、働きながら高校卒の資格が取れるように、みんなが教育を受けやすい状況を作ってほしい。)	高等学校全体の問題なので答えは出せないが、今の子どもたちや親の要望とは少しかけ離れており、大切なことかもしれないが今はまだ目を向けられていないと考える。	○		
河原林1	亀岡中学校校舎の工事契約の件について、責任の所在はどうなるのか。	市長側から国土交通省の工事ガイドラインに従えば違法ではないという説明があり、議会は承認をしたものである。議会に対する説明がなかったことには謝罪があり、担当職員に注意という形になった。	○		

(裏面に続く)

◆総務文教常任委員会（続き）

会場	意見・要望などの概要	当日回答内容	対応		
			参考	報告	調査
河原林3	ガレリアの浴場が閉鎖になるのは残念である。また、ガレリアの休館日が増えるが、むしろ休館日を無くすべきなのでは。	浴場は年間600万円程度の赤字で、老朽化もしているのに、手狭になっている子育てや福祉のスペースに目的変更をしたいとの提案であり、様々な意見はあったが、賛成多数で承認した。休館日はメンテナンスや清掃・職員の勤務体制等の事情から増えたものである。	○		
河原林5	川東小学校と高田中学校が平成27年度から小中一貫校になるが、全部が一緒になるのは、秋以降であると市から説明があった。普通は4月からではないのか。	先日の説明会であまり異論が出なかったのに、行政側には地元は納得したと思われているのではないかと。地元が納得していないなら、地元で何らかの方策を。	○		
河原林6	千代川駅東側のバリアフリー化について今後どのように進めていくのか、市議会として早急に考えていただきたい。	3月末までに交通バリアフリー基本構想がまとめられ、総額の予算が出て、その中で進んでいくことになる。まだ議会には説明がないが、動くということを市長は明言しているので、今後出てくると思われる。	○		
西別院4	道路修繕等で府民公募型事業が採択されたが、市の管轄を含めた対応ができなければ事業が進まない。自治会で使える交付金的なものをお願いしたい。また、国道423号整備に係り、国からの交付金獲得に向け、地元の運動とともに議会としても働きかけをお願いしたい。	要望として受け止める。	○		